

法令等改正のお知らせ (7月号)

H18.7.6

八戸市小中学校事務支援室作成

◆ 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について (通知)

施行年月日 平成 18 年 4 月 1 日

【青三教第 168 号・H18.5.17】

文書分類番号 (1103 例規)

1. 退職手当額の算出方法・退職手当支給率の変更

退職手当 = 基本額 (①) + 調整額 (②)
(今までの条例の算出方法) (新たに加わった部分)

① 基本額 退職日の「給料の月額」(※) × 退職理由・勤続期間によって算出された退職手当支給率 (添付の「退職手当支給率早見表」参照)

※「給料の月額」とは、給料表の給料月額 + 給料の調整額 + 教職調整額

算定基礎となる給料月額は、平成 18 年 4 月 1 日の給与制度改正により減額された切替後の給料表の月額です。経過措置の差額は含みません。

② 調整額 平成 8 年 4 月 1 日以降の在職期間中で、下記「退職手当調整額」にある調整月額のうち、その額が多いものから 60 月分を合計した額。ただし、短期勤続者等は以下のとおりです。

- 勤続 24 年以下の退職者で第 10 号区分に該当する期間の調整月額は 0 とする。
- 勤続 4 年以下の退職者及び勤続 10 年以上 24 年以下の自己都合退職者の調整額は 1/2 とする。
- 勤続 9 年以下の自己都合退職者の調整額は支給しない。

【退職手当調整額】

区分	6	7	8	9	10	11
調整月額	41,700 円	33,350 円	25,000 円	20,850 円	16,700 円	なし
対応する職 教育職 (二)	4 級 (管理職 手当 14%)	4 級	3 級 (管理職 手当 12%)	3 級 2 級 (役職加 算 10%)	2 級 (役職加 算 5%) 勤続 25 年以上 の場合に限る	2・1 級

※ 役職加算 (10%) …3 級、2 級の経験年数が大学卒 26 年以上・短大卒 28 年以上 (行政職は 5 級、4 級)

※ 役職加算 (5%) …2 級の経験年数が大学卒 10 年以上・短大卒 12 年以上 (行政職は 3 級)

期末勤勉手当支給明細書の「職務加算」欄をみると役職加算があるかどうかわかります。

2. 育児休業期間の除算の変更

退職手当支給率のもととなる勤続期間から育児休業期間の 3 分の 1 が除算されます。

(今までは 2 分の 1 でした。)

3. 経過措置

(1) 施行日前日の額の保障

たとえば、①H19.3.31 に勸奨退職する職員に支給される退職手当が、②H18.3.31 に勸奨退職 (同じ退職理由で計算します。) したとして、旧条例で計算した退職手当より少ない場合、②の額が保障されます。

(2) 施行日後 3 年間の抑制措置

勤続年数が 16 年～34 年の中期勤続者の「退職手当支給率」が上がっている場合があるので、新条例で計算した退職手当の方が高い職員もいます。

その職員が平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日までの間に退職した場合には、残念ながら、一定額が退職手当から控除されます。

詳しくは、「給与等事務便覧」P178～p179 をご覧ください。

◆ 公立学校共済組合貸付規程の一部改正等について（通知）

【青教職共第 102 号・H18.5.25】

文書分類番号（3501 共済互助）

1. 貸付利率の改正

平成 18 年 4 月 1 日より実施し、平成 17 年 11 月 10 日から適用になります。利率は、財務大臣が定める「財政融資資金法」の改定に応じて変動します。

【現在の貸付利率】

貸 付 種 別	年 利 率
一般・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付	2. 2 6 %
住宅災害・災害貸付	1. 8 8 %
介護構造部分の額に係る貸付	2. 0 0 %

2. 償還額の制限等の追加

平成 18 年 10 月 1 日より実施し、平成 18 年 9 月申込み分から適用になります。

今までは、①共済組合の各貸付の毎月の償還額の合計が給料月額（教職調整額・給料の調整額を含む。）の 10 分の 3 を超える場合、②共済組合の各貸付のボーナス償還額の合計が給料月額の 10 分の 6 を超える場合、貸付が行われなかったが、以下の条件もプラスされました。



共済組合以外から貸付を受けている方は、他の貸付と共済組合の全貸付の 1 年間の償還額（毎月＋ボーナス）が給料月額の 4.8 倍を超える額になる場合も貸付を行わないこととなりました。

【例】給料月額が 30 万円の場合、共済組合と他の貸付の 1 年間の償還額が 144 万円を超えると共済組合からは貸付を受けられなくなります。

※ 貸付を受けるにあたって、9 月申し込み分（新規・借替え）から「借入状況等申告書」を貸付申込書の添付資料として提出することになります。

この「借入状況等申告書」に①虚偽の記載がある場合、②貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、③貸付規程に違反した場合は、学校長へ通知されます。

3. 教育貸付けの添付書類に関する事項（平成 18 年 10 月 1 日から実施）

(1) 添付資料

- 入学・修学の事実を証明できる書類（合格証明書・入学証明書・在学証明書等）
- 必要額が確認できる書類

教育機関に支払う費用・その他支部長が必要と認めた費用について、通知文書の『（別紙）貸付保険事故対策の実施に伴う事務取扱 Ⅲ「教育貸付けの添付書類」に関する事項』を参照ください。

(2) 貸付申込み期限

支払い後の貸付も認められます。（支払日から約 1 か月以内）

(3) 貸付の対象とならない費用

- アパートの家賃
- 生活費
- 通学・入試のための旅費・交通費